

札幌市内部統制基本方針

○ 基本的な考え方

現在札幌市では、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えていることに加え、人口減少が見込まれており、今後の市政を取り巻く環境は厳しいものになっています。

そのような環境の中で、限られた財源や職員数により、市民理解を得ながら着実に市政を推進していくためには、「市民から信頼される市役所」であることが必要不可欠です。その実現のためには、市民に必要な行政サービスを実実に届けられるよう、日々の事務処理が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための内部統制体制の整備に、全庁一丸となって取り組んでいくことが重要です。

そのため、地方自治法第 150 条第 1 項に基づき、札幌市内部統制基本方針（以下「本方針」という。）を定め、本方針のもと、適正な行政サービスを提供する際の障害となる事務上の要因（以下「リスク」という。）を識別及び評価し、リスクの発生の未然防止や発生時の早期対応を図るための仕組みを構築してまいります。これにより、今まで以上に適正な事務処理を確保し、市民から信頼される市役所の確立に取り組んでいきます。

○ 内部統制の対象事務及び目的

1 内部統制の対象事務

財務に関する事務とします。

2 対象事務に関する内部統制の目的・取組の観点

以下の 4 つの目的を達成するため、既に存在しているルールや仕組みを生かしながら、必要な内部統制を構築し、リスクへの対応を行ってまいります。

(1) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが根拠法令を理解し、情報の適正な取扱いを徹底するなど、公正誠実に事務を行うことで、事務に関わる法令等を遵守します。

(2) 事務の効果的かつ効率的な遂行

組織として必要なチェックをしながら仕事を進めるとともに、既存の事務手順の改善を図っていくことで、事務をより効果的かつ効率的に遂行します。

(3) 財務報告等の信頼性の確保

会計事務を適正に行い、財務に関する情報を正確に作成することで、財務報告等の信頼性を確保します。

(4) 資産の保全

市が有する有形・無形の財産や現金について、適正な取得、利用、管理及び処分を実施することで、資産の保全を図ります。

○ 内部統制の評価及び見直しについて

内部統制の取組については、毎年度評価報告書にまとめ、監査委員の審査に付した上で、議会に提出するとともに、公表いたします。

また、内部統制に対する評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、必要に応じて、本方針及び対象事務の内部統制の見直しを実施します。

○ 他執行機関等における内部統制について

企業局や行政委員会における内部統制についても、本方針に基づき、取組を進めてまいります。

令和2年(2020年)4月1日

札幌市長 秋元克広

1 内部統制について

内部統制は、一部の民間企業において既に制度化されているものではありますが、あまり馴染みのない方もいらっしゃるのではないかと思います。

少し長い表現になってしまいますが、札幌市役所に当てはめると、内部統制は次のとおり定義することができます。

「市民の皆様への行政サービスの提供やその他行政運営に対し、悪影響を及ぼす恐れがある事務上の要因（リスク）をあらかじめ想定し、その発生を予防するルールを作り、守ることで、適正なサービスの提供等を行うこと」

下線部にある「リスク」とは、例えば以下のようなものが考えられます。

- 督促・催告の未実施
- 積算額の誤り
- 過大徴収・過少支給
- 必要な業務委託発注の失念
- 不十分な公有財産管理
- 郵送時の誤封入

このようなリスクをそのまま放置しておくと、結果として市民の皆様へのサービスの提供誤りや遅れ、税金の無駄遣い、市有財産の減少、不正行為や違法行為などに結びつく恐れがあります。

そのため、内部統制では、このようなリスクの発生を予防するための対応策を考え、職員が日々の業務においてそれを徹底することで、適正な事務を確保していくことを行ってまいります。

リスク	影響（例）	対応策（例）
督促・催告の未実施	収入の減少	定期的な実施状況の把握
積算額の誤り	入札の不調	誤りやすい箇所をチェックリスト化し、決裁時に活用
郵送時の誤封入	個人情報情報の漏洩	他の職員による確認

なお、上司による決裁や他部署・他職員による牽制、マニュアルの整備など、不適正な行政サービスの提供に陥らないためのルールや仕組みは、既に多くあり、内部統制自体全くの新しい取り組みではありません。

そのため、そのような既存のルール等を基礎としながら、リスクの視点から必要があれば、新たに内部統制を構築していくことになります。

2 取組の内容について

札幌市役所が令和2年4月1日から導入する内部統制制度では、それぞれの職場において、業務の上でどのようなリスクが発生しうるのか、対応策はどうすべきかを職員自ら考え、実践していくこととなります。あわせて、内部統制の取組に対する評価も行ってまいります。

評価結果をまとめた内部統制評価報告書は、年度ごとに監査委員の審査に付した上で、市議会への報告や市民の皆様への公表を行い、その透明性を確保してまいります。

内部統制には限界があり、リスクの発現をゼロにすることは難しい面もありますが、毎年度の評価を踏まえ、改善を図ってまいります。

また、内部統制制度では、一部の職員や部署だけが内部統制に取り組むものではなく、市長のリーダーシップのもと、すべての部署、すべての職員がそれぞれの立場や権限に応じた役割を果たしながら、継続的に取り組んでまいります。

